

令和2年度NPO等による復興支援事業費補助金（復興枠・一般枠）に関する質問への回答（令和2年4月22日時点）

【用語の凡例】

- ・募集要項（復）…令和2年度NPO等による復興支援事業費補助金（復興枠）募集要項
- ・募集要項（一）…令和2年度NPO等による復興支援事業費補助金（一般枠）募集要項
- ・県要綱 …（岩手県）NPO等による復興支援事業費補助金交付要綱
- ・県要領 …（岩手県）NPO等による復興支援事業費補助金事業実施要領
- ・国要綱 …NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業交付金交付要綱
- ・国要領 …NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領

No.	補助金の種類	該当資料	質問	回答
1	復興枠	募集要項（復） 2（2）ア 3（3）カ	法人格を取得していない任意団体でも応募資格はあるのか。	応募できます。 募集要項（復）中、2事業内容（2）補助対象事業者アに該当します。 任意団体であっても、募集要項（復）中、3応募方法の（3）カに掲げる各種資料の提出が必要です。
2	復興枠	国要領 第3、第4 県要綱 別表第1 県要領 2、4 募集要項（復） 4、3	地元の行政機関との協働という形態でも応募できるか。	応募できます。 地方公共団体と協議体として応募する場合には、以下の規定に御留意ください ○ 国要領 第3 4 各種助成金との併給調整 第4 1（1）② ○ 県要綱 別表第1（第2関係）中 区分1復興枠の補助対象者（2） ○ 県要領 2 補助事業者の要件 4 協議体の構成員となる地方自治体の要件

No.	補助金の種類	該当資料	質問	回答
3	復興枠	募集要項	県外に拠点がある団体でも応募できるのか。	応募できます。復興枠では応募要件において、主たる事務所の所在地による制限はありません。
4	復興枠	国要領 第4 1 (3) 後段 募集要項 (復) 2 (6)	事業を実施にあたり、タブレットが必要となるが、購入費用は補助対象となるか。	<p>国要領第4の1 (3) 及び募集要項 (復) 2 (6) において、以下のとおり規定しています。</p> <p>助成対象取組に必要な施設や設備備品については、原則、賃借やリースで対応することとするが、やむを得ず施設等の整備や設備備品の購入を行う場合は、経費の支出が当該取組の趣旨に合致するとともに、当該取組の実施に当たって真に必要な不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実なものに限ることとし、上限額は一つの取組につき、その助成額の1/2以内とする。</p>
5	復興枠		事業について交付決定を受けた後に、新型コロナウイルス拡大防止に関わる情勢によっては、事業計画どおり活動できなくなるという事態も想定されるが、そのような場合はどうなるのか。	新型コロナウイルス対策に係る国及び県の対応方針等を踏まえて、県と交付決定団体とで必要な協議を行います。
6	復興枠 一般枠 共通	募集要項 (復)	審査会でのプレゼンテーション、質疑応答等のために盛岡に出向かなければならないということはあるか。	<p>新型コロナウイルス拡大防止の観点から、今回の募集では、審査委員会の審査は書類による審査としております。</p> <p>プレゼンテーション等のために応募団体の皆様にお席をお願いする予定はありません。</p>

No.	補助金の種類	該当資料	質問	回答
1	一般枠	県要綱 別表第1区分2 募集要項(一) 2(1)	自治会が地域芸能の保存等で事業を利用することも可能か。	伝統芸能の映像記録の作成を地方自治体が必要な事業と認めており、自治会が地方自治体と協働して行う事業である場合は、「地方自治体との協働」に該当します。
2	一般枠	募集要項(一) 2(6)	事業のために必要なカメラ等備品の整備に、補助金を利用することは可能か。	事業に必要な備品(カメラ等)は、原則として、貸借やリースでの対応としています。 やむを得ず備品の購入を行う場合には、その事業の実施にあたって真に必要不可欠で、事業終了後も扱いが明らかかつ確実なもの(事業終了後も、購入した目的以外に使用していない、と明らかにできるもの)に限ることとしています。
3	一般枠	国要領 第2 募集要項(一) 3(3)	単独のNPO等が応募する際には同意書を求めているが、その目的はなにか。また、同意した行政機関はどのように関わるのか。	事業の実施場所となる市町村での活動内容及び当該市町村の施策と関わりのあるものであること、及び円滑な事業実施が可能かを確認するものです。同意した行政機関が事業にどのように関わるかについては、事業の内容により異なることから、同意を得る際に、行政機関と十分に協議してください。
4	一般枠	募集要項(一) 2(2)	主たる事務所が他県にあるが、応募できるか。また、応募できる場合、県内にある従たる事務所を併記することでよいか。さらに、連絡先・郵送先を、他県にある主たる事務所にしてよいか。	県内に主たる事務所若しくはその他の事務所を置く場合には、応募可能です。また、応募書類には、県内に所在する従たる事務所の所在地を併記してください。 連絡先・郵送先を他県の主たる事務所にすることも可能です。

No.	補助金の種類	該当資料	質問	回答
5	一般枠	国要領 第3の2(1) 県要領 2(7) 募集要項(一) 2(2)	市町村や県が構成員となっている協議体との協働事業も、「地方自治体との協働」に含まれるのか。	補助事業者(支援対象者)と、地方自治体が構成員となっている協議体と一緒に事業を実施するのであれば、地方自治体との協働に該当します。  (補足)なお、協議体は、民間非営利組織が主体となって構成するものであることが必要です。
6	一般枠	県要領 3(1)	某市との協働事業として応募を行った上で採択された場合、事業範囲を市周辺の広域として問題はないのか。(例:周知や募集などを周辺市町村の広報で行うこと)	同意が必要な地方自治体は、事業の実施場所となる市町村のうち主なものとしており、同意市町村以外の場所での広報を妨げるものではありません。  なお、事業の実施場所が複数市町村になる場合には、個別の市町村のほか、広域振興局(県)の同意を得る方法も考えられます。